

一般社団法人千葉県診療放射線技師会 支部規程

(総則)

第1条 この規程は、(一社)千葉県診療放射線技師会(以下、本会)定款第3条及び第4条に基づいて定めるもので、会務に伴う支部の活動を能率的かつ確実に運営することを目的として定める。

(目的)

第2条 本会は千葉県各支部において県民のために、地域保健医療行政に協力し、社会福祉の増進に貢献するとともに職業倫理の高揚、診療放射線技術の向上発展を図り、もって千葉県民の保健の維持発展に寄与することを目的とし、また、会員相互の親睦と知識の向上を図ることを目的とする。

(支部)

第3条 支部は組織運営規程第13条2項に準ずる。

(事務所)

第4条 支部には、その支部内に事務所を置かなければならない。

(事業)

第5条 支部の活動については、本会の定款第4条【事業】の目的に添って行うことを基本とする。

- 2 (公社)日本診療放射線技師会との関係を強化するとともに、会員が各種認定を取得できる環境を構築する。
- 3 各支部の会員のために有益な事業を行う。
- 4 県民に対して、医療放射線の正しい知識を啓発する。
- 5 その他、目的を達成するための付随する事業。

(役員の種別並びに選任)

第6条 支部には次の役員を置く

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 支部委員 20名以内(支部長、副支部長含む)

- 2 役員は正会員の中から選任する。
- 3 支部長については(一社)千葉県診療放射線技師会理事から選任し、理事会において承認する。
- 4 支部長は支部委員を選任しなければならない。
- 5 副支部長については委員の互選とする。
- 6 支部長は千葉県放射線技師会の常務理事とし、運営会議ならびに理事会に出席し、支部にとって有益な事業が行えるよう意見を具申することができる。
- 7 支部には顧問1名を置くことができる。
- 8 役員の委嘱について、本会会長名で委嘱状を交付する。

(任期)

第7条 役員の任期は1期2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員の再任は妨げない。
- 3 役員が辞任した場合または、任期終了の場合においても、後任者が決まるまでは

その職務を遂行しなければならない。

(役員報酬)

第8条 役員は無報酬とする。ただし会務に要した費用は実費支給とする。

【活動費および活動】

第9条 支部は活動計画に沿って本会から活動費として一定額が支給される。なお、多額な費用が発生する場合は本会理事会協議のうえ、その一部を本会から支出することができる。

- 2 活動費はその支部の会計責任者が授受し、年度末に本会会計責任者に報告し、その残金については繰り越しとするが、翌年度の予算に組み込むこととする。
- 3 用途については、支部会開催時の委員の交通費等並びに学会大会や研修会等の諸経費に充てる事ができる。
- 4 支部会を開催するにあたっての、委員の交通費等は(一社)千葉県診療放射線技師会規程の会議旅費規程に準ずる。
- 5 支部における学会大会並びに研修会等を開催するにあたり、企業等からの技術的、学術的協力等の情報提供を受けることができるが、協賛、もしくはそれに準ずる金品の授受はできない。
- 6 学会大会並びに研修会等を開催するにあたり、講師等の謝礼は原則として本会から支給される活動費から支出し、その謝礼は(一社)千葉県診療放射線技師会規程に準ずる。
- 7 会員の講演についての謝礼も原則として(一社)千葉県診療放射線技師会規程に準ずる。
- 8 講師の交通費等については(社)千葉県診療放射線技師会規程に準ずる。
- 9 会員外の講師を招聘する事ができる。ただし、事前に本会理事会の承認を得るものとする。
- 10 多くの会員や県民の利益につながる可能性がある判断できる講師やテーマ、並びに内容については、本会の事業と置き換えて行うことができる。
- 11 各支部においては、本会学会大会や市民公開講座並びに本会勉強会への演題発表や実行委員の派遣については積極的に協力することを旨とする。

(支部会議)

第10条 支部の会議は支部長が招集する。

- 2 支部会は年4回以上開催する。

(報告)

第11条 年度当初に支部役員の名簿を本会に提出する

- 2 本年度の事業報告ならびに決算報告(領収書ならびに支払い明細書)を年度末に本会に提出すること。
- 3 来年度の事業計画ならびに予算案を年度当初に本会に提出すること。
- 4 種々イベント等の日時、内容が決定次第本会ホームページあるいは機関誌に掲示できるように本会担当理事に速やかに報告すること。

(改廃)

第12条 本規程の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。

付則

- 1 本会則が施行された日時において、現役員は任期終了までその会務を行わなければならない。

平成 23 年 4 月 1 日制定同日施行

平成 24 年 11 月 11 日改正同日施行